

第17回 農業委員会総会議事録

平成27年11月27日開会

中標津町農業委員会

平成27年11月27日、第17回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纓坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

本日欠席した委員

- | | |
|----|-------|
| 5番 | 佐野弥奈美 |
|----|-------|

附議した案件

- イ) 議案第 8 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第 8 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ハ) 議案第 8 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
- ニ) 議案第 8 5 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
- ホ) 報告第 4 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
- ヘ) 報告第 4 6 号 農地法第 3 条第 3 項の規定の適用による農地等の利用状況報告について
- ト) 報告第 4 7 号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	佐久間 照雄
係	本田 文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は 17 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 17 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程 1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1 番、和泉光広委員。
2 番、後藤田宏幸委員。
以上、2 名を指名致します。

日程 2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 10 月 26 日の総会以降につきまして会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。11 月 4 日から 5 日の二日間の日程で、中標津町農業委員視察研修会を実施致しました。本年は、会長、代理を含め委員 8 名、事務局 1 名の計 9 名で富良野市を訪問しました。1 日目は富良野市農業委員会を訪問し 6 次産業化の状況、地下資源採取に伴う農地転用、農地転用許可権限移譲、

農地中間管理事業の取り組みおよび農村花嫁対策などについて意見交換を行い、2日目は「富良野市農業担い手育成センター」を視察し、施設見学やセンターの現状、今後の課題について研修させていただきました。

次に、北海道農業会議及び根室地方農業委員会連合会の主催により、平成27年度根室地区農業委員等研修会及び交流会が、標津町文化ホールを会場として、1市3町の農業委員、事務局員の出席のもと11月6日に開催され、本町から、農業委員15名、事務局員4名が参加しております。

研修会では「農業委員会法等改正の概要と対応について」「農地・担い手対策に関連する事業について」「農業委員・農業委員会の業務について」「農業者年金の加入推進について」「女性農業委員の登用状況について」など、農業会議 佐久間事務局長、岡本技師の説明を受けました。また、研修会終了後、会長・会長代理・事務局長会議が開催され、「平成28年度義務外負担金について」「全国農業委員会会長代表者集会における要請について」などの協議を行って決定しております。

会議終了後は、交流会が行なわれ他市町の農業委員、職員と意見交換を行なったところでもあります。

次に11月20日釧路地方農業委員会連合会及び根室地方農業委員会連合会合同により、「根釧女性農業委員の会」設立総会を、2市5町の女性農業委員10名、事務局6名出席のもと浜中町で開催され、本町から佐野委員、事務局長の2名が出席しております。

次に、11月23日トーヨーグランドホテルにて、農林水産副大臣 衆議院議員 伊藤良孝政調懇談会が開催され会長が出席しております。

最後に、11月25日札幌にて、平成27年度第8回常任会議員会議が開催され、会議員として会長が出席しております。以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第45号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第45号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(12)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の57ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積46,392㎡の内40,959㎡。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成23年6月1日から平成28年5月31日まで。合意解約成立の日、平成27年11月13日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第83号(1)に関連するもので、現在賃貸借中の農地について、借主へ譲渡するため、期間内解約するものです。

議案の58ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 98,374 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 12 月 24 日から平成 31 年 10 月 28 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 11 月 18 日。6、解約の理由、合意解約。

なお(3)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の 59 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 48,517 m²ほか 3 筆、合計、畑 98,302 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 12 月 24 日から平成 29 年 10 月 28 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 11 月 18 日。6、解約の理由、合意解約。

この 2 件の案件については、議案第 83 号(9)(10)に関連するもので、農地保有合理化事業により、借受けた農地を交換するため、期間内解約するものです。

議案の 60 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 47,605 m²ほか 1 筆、合計、畑 72,784 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 21 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 11 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(5)～(8)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の 61 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 29,338 m²ほか 2 筆、合計、畑 51,056 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 21 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 11 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。議案の 62 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 20,234 m²ほか 3 筆、合計、畑 60,462 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 21 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 11 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。議案の 63 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 1,487 m²ほか 1 筆、合計、畑 51,000 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 21 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 11 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。議案の 64 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 74,560 m²の内 49,381 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 21 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 11 月 13 日。6、解約の理由、合意解

約。この5件の案件については、議案第83号(15)に関連するもので、農地保有合理化事業により、農業公社へ譲渡するため、期間内解約したものです。議案の65ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積98,840㎡の内49,420㎡。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成18年5月30日から平成27年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年11月13日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(10)～(12)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の66ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積98,840㎡の内49,420㎡。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成18年5月30日から平成27年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年11月13日。6、解約の理由、合意解約。議案の67ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積145,415㎡の内73,152㎡。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成18年5月30日から平成27年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年11月13日。6、解約の理由、合意解約。議案の68ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積145,415㎡の内45,920㎡。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成18年5月30日から平成27年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年11月13日。6、解約の理由、合意解約。

この4件の案件については、議案第83号(16)に関連するもので、農地保有合理化事業により、農業公社へ譲渡するため、期間内解約したものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては(1)と、(2)から(3)の2回に分けて審議を致します。ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

議案第82号(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,654 m²ほか7筆、
合計、畑 460,826 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、
期間満了により再度後継者へ使用貸借するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業
経営を継続するもの。4、移転の方法、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成
27年11月27日から平成37年11月26日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、
農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、
別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地について、期間満了とな
ったため、再度、使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法
第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断
いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第82号(1)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、可決されました。

議案第82号(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第82号(2)について説明致します。5ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 25,020 m²ほか15筆、畑
291,368 m²、採草放牧地 22,062 m²、合計 313,430 m²。利用状況、牧草畑。3、許可
を受けようとする事由。貸主、期間満了により再度後継者へ使用貸借するもの。借
主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続するもの。4、移転の方法、利用権の設
定、使用貸借。5、期間、平成27年11月27日から平成37年11月26日。6、当

事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地について、期間満了となったため、再度使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第82号(3)について説明致します。8ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,803㎡ほか15筆、合計、畑688,411㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再度後継者へ使用貸借するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続するもの。4、移転の方法、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年11月27日から平成37年11月26日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地について、期間満了となったため、再度使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第82号(2)から(3)について本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 5、 議案第 83 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1) と、(2) から (17) の 2 回に分けて審議を致します。

ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

議案第 83 号 (1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 83 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について説明いたします。12 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 46,392 m²ほか 1 筆、合計、畑 49,391.86 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,703,000 円。

6、資金調達方法、農家経済改善資金 3,700,000 円、自己資金 3,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、所有者である〇〇氏より、現在賃貸借している農地について、現使用者へ売り渡したい旨の申し出があり、協議の結果、現在の利用者に売渡しすることに決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第 83 号 (1) について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

…………… (〇〇委員着席後) ……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

議案第83号(2)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第83号(2)について説明いたします。14ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積38,126㎡ほか10筆、畑142,453㎡、採草放牧地3,682㎡、合計146,135㎡。利用状況、牧草畑及び採草放牧地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,684,000円。6、資金調達方法、農家経営基盤強化資金6,600,000円、自己資金84,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(3)についても譲受人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。17ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

譲渡人、札幌市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積35,990㎡ほか4筆、合計、畑99,043.14㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,129,000円。6、資金調達方法、農家経営基盤強化資金7,100,000円、自己資金29,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏及び〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第83号(4)から(7)について説明いたします。19ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 37,363 m²ほか3筆。合計、畑 44,683 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年11月30日から平成32年9月28日。6、価格。年 60,220 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(5)から(7)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。21ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 10,367 m²ほか1筆。合計、畑 69,158 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年11月30日から平成32年9月28日。6、価格。年 96,800 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。23ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 72,187 m²ほか6筆。合計、畑 217,310 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年11月30日から平成32年9月28日。6、価格。年 316,380 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。26ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 25,373 m²ほか2筆。合計、畑 50,446 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年11月30日から平成32年9月28日。6、価格。年 74,620 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は

別紙のとおりです。

この4件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(8)から(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第83号(8)から(13)について説明いたします。28ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,859㎡ほか1筆。合計、畑98,744㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年11月30日から平成32年9月28日。6、価格。年126,360円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、(9)から(13)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。30ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,517㎡ほか3筆。合計、畑98,302㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、

賃貸借。5、期間。平成27年11月30日から平成29年10月28日。6、価格。年141,540円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。32ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積98,374㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年11月30日から平成31年10月28日。6、価格。年138,240円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地について、〇〇、〇〇両氏に賃貸借していたところですが、今般、両者より現在公社より賃貸している農地について、交換して利用したいとの申出があったため、地区内で協議し、一旦合意解約し賃貸するものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。34ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿畑、現況畑、面積49,516㎡ほか1筆。合計、畑98,724㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年11月30日から平成32年9月28日。6、価格。年130,300円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛95頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。36ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿畑、現況畑、面積49,486㎡ほか2筆。合計、畑98,640㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年11月30日から平成32年9月28日。6、価格。年130,180円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。38ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 30,990 m²ほか 3 筆。合計、畑 96,346 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 11 月 30 日から平成 32 年 9 月 28 日。6、価格。年 122,300 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものがあります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8) から (13) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(14) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第83号(14)について説明いたします。40ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 富樫秀文。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 30,258 m²ほか 17 筆。畑 309,132 m²、採草放牧地 11,496 m²、合計 320,628 m²。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、16,405,000 円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の規模縮小に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(15)から(17)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第83号(15)～(17)について説明いたします。44ページをお開きください。(15)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

譲渡人、標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 富樫秀文。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積47,605㎡ほか9筆。合計、畑284,673㎡。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、17,297,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(16)から(17)につきましても、譲受人が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。46ページをお開きください。

(16)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積132,724㎡ほか5筆。合計、畑236,427㎡。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、14,640,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。48ページをお開きください。

(17)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積61,952㎡ほか7筆。合計、畑265,759㎡。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、15,165,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(15)から(17)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(2)から(17)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。
51ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成27年5月27日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年11月12日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、52ページのとおりでありまして、合計9筆、292,540㎡です。この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、要請致します。
日程7、議案第85号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第85号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。54ページをお開きください。
平成26年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇。
平成27年度分といたしまして、合同会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇。
以上3件の提出がありました。平成27年10月22日以降受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
日程8、報告第46号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第46号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。70ページをお開きください。
平成27年11月5日に受理しました、平成27年度分の報告書で、〇〇〇〇有限会社のものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものであり

ました。以上、報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。
日程 9、報告第 4 7 号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 4 7 号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。
議案の 7 2 ページをお開きください。今回につきましては、平成 2 7 年 1 0 月 2 0
日付から平成 2 7 年 1 1 月 5 日付で、認定のあった 2 件について記載しております。
新規認定者は 1 件、計画変更認定は 1 件。以上報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第 1 7 回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉 会 1 1 時 1 5 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年11月27日

会 長 安 田 稔

1 番 和 泉 光 広

2 番 後藤田 宏 幸